

薬生食監発 0115 第 4 号
令和 2 年 1 月 15 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、本日、別添のとおり都道府県知事等あて通知しましたので、
お知らせします。

生食発0115第4号
令和2年1月15日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域について

牛の脊柱については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1のBの8の規定により、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛であっても、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域で飼養された月齢が30月以下の牛については、規制の対象から除かれており、これらの国等については、「食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められた国又は地域について（平成31年1月9日付け生食発0109第1号）」別紙にて示しているところです。

今般、スペイン産牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価の結果等を踏まえ、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域にスペインを追加し、その一覧を別紙のとおり整理したので、その運用に遺漏なきよう取り計らい願います。

(別紙)

アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、英国、オランダ王国、オーストリア共和国、カナダ、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ノルウェー王国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国 (※)、ポーランド共和国、リヒテンシュタイン公国

(※) ブラジル産牛肉等に関する対日輸出プログラムにおいて、全月齢の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）は特定危険部位（SRM）とされており、現時点において輸入されることはありません。